

居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

(事業の目的)

第1条 のぞみクリニックが実施する居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、病院の医師が、通院困難な要介護状態（介護予防居宅療養管理指導にあつては要支援状態）にある者（以下「要介護者等」という）の自宅を訪問して、適正な療養上の管理及び指導を提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 1 指定居宅療養管理指導の提供に当たって、要介護者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な要介護者に対して、その自宅を訪問して、心身の状況や環境などを把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導をおこなうことにより、療養生活の質の向上を図る。
- 2 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たって、要支援者が可能な限りその自宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士等が、通院が困難な要支援者に対して、その自宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 のぞみクリニック
- 2 所在地 愛知県春日井市高森台四丁目14番地15号

(従業員の職種、員数および職務内容)

第4条 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導を行う職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者1名（常勤兼務、医師と兼務）
管理者は従業員の管理並びに居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用申し込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 2 従業者 医師2名（常勤1名、管理者と兼務・非常勤1名）

看護職 2 名(常勤 2 名)

従業員は、居宅を訪問し、医学的観点から居宅介護サービス計画の作成などに必要な情報提供を行うとともに、介護方法についての指導・助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

(診療日及び診療時間)

第 5 条 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の診療および診療時間は、次のとおりとする。

1 診療日 火・木

ただし、国民の祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日を除く。

2 診療時間 10 時から 17 時 30 分

ただし、電話などにより、24 時間連絡可能な体制をおく。

(居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の種類)

第 6 条 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の種類は、医師による指定居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導とする。

(利用料その他の費用の額)

第 7 条 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定めた介護報酬告示上の額とし、居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導が法定代理受領サービスに該当するときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(事故発生時の対応)

第 8 条 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(その他運営に関する留意事項)

第 9 条 1 事業者は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用研修 採用後 3 か月以内

(2) 継続研修 年 1 回

2 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を保持するため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規定を定める事項のほか、運営に関する重要事項は、のぞみクリニックと事業所の管理

者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止のための措置)

第10条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

- (1)事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2)事業所における虐待防止のための指針を整備する。
- (3)事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4)(1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

(業務継続計画の策定)

第11条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第12条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。

- (1)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3)事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(苦情処理等)

第13条 事業者は、提供した指定居宅療養管理指導等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という。）が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

4 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。

(秘密保持)

第 14 条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

2 前項に定める秘密保持義務は、従業者の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。

3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかなければならない。

(記録の整備)

第 16 条 事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 提供した具体的サービス内容等の記録

(2) 利用者に関する市町村への報告等の記録

(3) 苦情の内容等に関する記録

(4) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

2 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から 5 年間保存しなければならない。

附則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。